

転入届・転出届・転居届・世帯変更届

異動に関する届け出は、皆さんの住所や転入、転出、転居そして家族構成などを記録・証明し、選挙人名簿への登録、就学、国民健康保険、国民年金などのさまざまな行政サービスの基礎となるものです。変更があるときは、必ず所定の期間内に届け出てください。なお、これらの届け出は出張所・市民サービスコーナーで受け付けできませんので、市役所1階市民課で手続きをしてください。

種 類	どんなとき	いつまでに	届出人	届出に必要なもの
転入届	新しく狭山市民になったとき	狭山市に住み始めた日から14日以内	本人または世帯主	1. 前住所地の市区町村が発行した転出証明書 2. 届出人の印鑑 3. 国民年金手帳（加入者のみ） 4. 国民健康保険証（すでに加入している世帯で、その世帯に一部転入したとき）
転出届	狭山市民でなくなる時	あらかじめ届け出すことができます		1. 届出人の印鑑 2. 国民健康保険証（加入者のみ）
転居届	市内で住所が変わったとき	住所が変わった日から14日以内		1. 届出人の印鑑 2. 国民健康保険証（加入者のみ） 3. 国民年金手帳（加入者のみ）
世帯変更届	世帯主が変わったり、世帯が合併・分離したとき	変更があった日から14日以内		1. 届出人の印鑑 2. 国民健康保険証（加入者のみ）※世帯合併のときは双方の保険証

※転出届については転出証明書を発行しますので、これを新住所の市区町村に提出してください

証明書の発行、妊娠届、母子健康手帳の交付などにご利用ください

●証明書類の手数料一覧表(表1)

主な証明書類の手数料は次のとおりです

種 類	手数料	交付場所
戸籍謄本・抄本	450円	市民課、出張所
除籍謄本・抄本	750円	および
原戸籍謄本・抄本	750円	市民サービスコーナー
戸籍記載事項証明	350円	市民課
戸籍の受理証明	350円	市民課、出張所
戸籍の附票の写し	100円	および
身分証明書	100円	市民サービスコーナー
住民票の写し	100円	
住民票の記載事項証明	100円	
印鑑登録証明書	100円	
年金の現況届の証明	無料	
転出証明書	無料	
仮ナンバー	750円	市民課
外国人登録に関する証明	100円	

※戸籍(除籍、原戸籍を含む)謄本・抄本、戸籍の附票の写し、身分証明書は本籍地の市区町村でないと交付が受けられません。戸籍記載事項証明は、記載事項1件につき350円です

市内9か所に設置

出張所・市民サービスコーナー

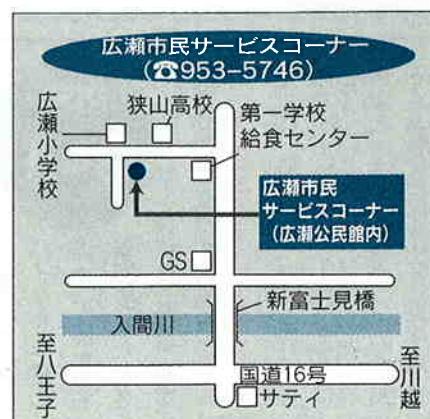
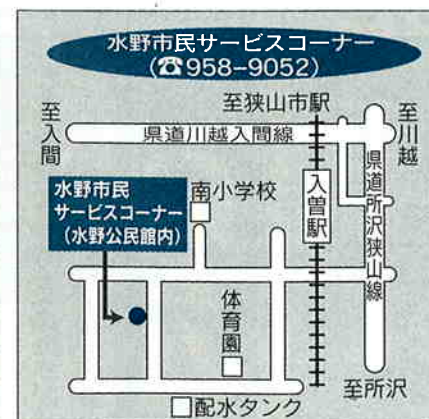
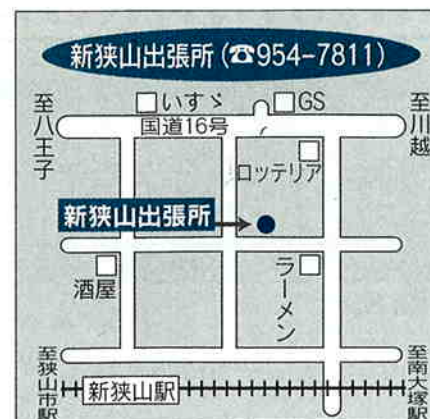
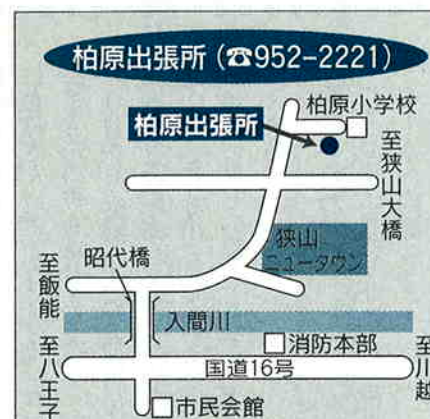
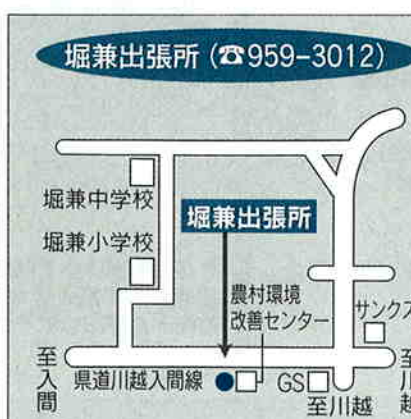
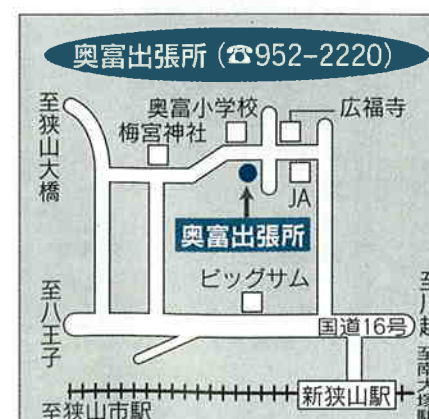
市では、入間・堀兼・奥富・柏原・水富・狭山台・新狭山地区の7か所に出張所を、水野・広瀬公民館内の2か所に市民サービスコーナーを設け、住民票の写し、戸籍謄本・抄本、印鑑登録証明書、母子健康手帳の交付などを行っています。どうぞ、ご利用ください。なお、印鑑登録や住民異動届出、戸籍届出などは市役所市民課のみの手続きとなりますのでご注意ください。

出張所・市民サービスコーナーで受け付け・交付できるもの

出張所・市民サービスコーナーは、市内9か所に設置され、次の業務を取り扱っています。

なお、7月から広瀬公民館内に広瀬市民サービスコーナーを新たに設置しましたのでご利用ください。

■交付受け付けできるもの
▼各種証明書：戸籍謄(抄)本、戸



籍の附票、身分証明書、住民票の写し、記載事項証明書、印鑑登録証明書、年金現況証明
▼その他：妊娠届の受け付け、母子健康手帳の交付
※ただし、市民交通傷害保険の加入申し込みの受け付け、保険料の受領、被保険者カードの交付は出張所のみで行います。なお、各証明書の手数料は上記の表1のとおりです